

## 令和8年度沖縄県親子交流支援事業 業務委託に係る企画提案募集要領

本公募は、次年度の当初予算成立及び本事業に係る母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。国会及び県議会において、当初予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 委託事業名

令和8年度沖縄県親子交流支援事業

### 2 目的

離婚した父母は相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有していることが多いため、父母間のみでは子どもとの親子交流を実施することが困難な場合がある。

このため、別居親又は同居親からの申請に応じ、親子交流に係る事前相談や親子交流援助等の支援を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日

### 4 委託料の上限額

4,138,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

### 5 委託業務の内容

令和8年度沖縄県親子交流支援事業業務委託仕様書のとおり

### 6 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に本社を有する者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 沖縄県内で親子交流支援の実績がある者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) コンソーシアムの場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
  - ア コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。
  - イ コンソーシアムの構成員が単体法人として重複参加していないこと。

## 7 企画提案書の内容

本事業の企画提案書は、別添業務委託仕様書の内容をすべて満たすものとし、かつ、次に掲げる要件に留意し、提出するものとする。

- (1) 企画提案書の様式は、A 4 版 25 頁以内とし、ページ番号を付すこと。
- (2) 企画提案書には、以下の項目を具体的に記載すること。
  - ア 本事業の実施体制（従事者候補の職務履歴、実績等を明記）
  - イ 本事業のスケジュール
  - ウ 本事業の効果的な周知及び広報に関すること（広報媒体、広報イメージ等）
  - エ 親子交流支援の内容
  - オ 親子交流支援に関する実績
- (3) 企画提案書において、連携先等の具体的な企業・団体等の名称の記載については、企画提案事業者において、先方の了承を得ること。
- (4) 企画提案書は、「8 申請書類(3)①～⑦」を一式にまとめて7部提出すること。

## 8 申請書類

本事業の委託提案に関する申請書類は、以下のとおりとする。

- (1) 質問書（様式 1）
- (2) 企画提案参加届 ※ 以下の書類を一式にまとめて1部提出する。
  - ① 企画提案参加届（様式 2）
  - ② コンソーシアム協定書（様式 3） ※ コンソーシアムの場合に限る。
  - ③ 業務実績（上記「6 参加資格(3)」関係）（様式 4）
  - ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
  - ⑤ 誓約書（上記「6 参加資格(4)」関係）（様式 5）
  - ⑥ 貸借対照表（直近 3 期分）
  - ⑦ 損益計算書（直近 3 期分）

※ ③、④、⑤、⑥、⑦について、コンソーシアムの場合は構成員ごとに提出すること。
- (3) 企画提案書 ※ 以下の書類を一式にまとめて7部提出すること。
  - ① 企画提案書表紙（様式 6）
  - ② 法人概要

- ③ 業務実績（任意様式）
- ④ 企画提案書（任意様式、A4判、両面印刷、ページ番号付与）  
※ 「7 企画提案書の内容」を確認すること。
- ⑤ 実施体制図（任意様式）
- ⑥ スケジュール（任意様式）
- ⑦ 経費見積書（任意様式）

## 9 応募方法及びスケジュール

### (1) 質問事項受付

質問書（様式1）を記入し、電子メールにより提出すること。

- ① 受付期限 令和8年3月4日（水）15時（厳守）
- ② 提出方法 沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課  
電子メールアドレス aa001309@pref.okinawa.lg.jp
- ③ 回答方法 令和8年3月6日（金）までに女性力・ダイバーシティ推進課ホームページに掲載する。

### (2) 企画提案参加届の提出期限

令和8年3月10日（火）17時（厳守）

※ 上記「8 申請書類(2)①～⑦」の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。

※ 企画提案参加届を提出しない場合は、参加資格を満たさない。

### (3) 企画提案書の提出期限

令和8年3月13日（金）15時（厳守）

※ 上記「8 申請書類(3)①～⑦」の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。

### (4) プレゼンテーション審査

令和8年3月24日（火）（予定）

※ 企画提案者に対し、別途時間と場所を通知する。

### (5) 委託契約締結

令和8年4月1日（予定）

## 10 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号(※)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

**※ 契約保証金について（沖縄県財務規則 抜粋）**

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

**11 問い合わせ先**

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 ひとり親支援班(担当:大城)

電話:098-866-2500 FAX:098-866-2589

Email:aa001309@pref.okinawa.lg.jp